

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第50号）（建設局道路部道路明示課）

道路法第47条の2第3項の規定に基づく同条第1項の許可の申請に対する審査に係る手数料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

改正前	改正後
1件につき1,500円	1通行経路につき200円

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第50号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第6条中「1件」を「1通行経路」に、「1,500円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(建設局道路部道路明示課)